備考　法第百三十二条の五十の規定により実地試験の一部を免除された場合における手数料の額は、この表第一号から第六号までに掲げる額から当該免除された実地試験に要する手数料の額を控除した額とする。

別表第九（第十一条関係）

区分	人数（人）	日数（日）
一～八　（略）		
九　法第二十九条の二第一項の航空従事者技能証明についての限定の変更	一	三
十　法第百三十二条の十三第一項の機体認証	出張事項、出張地名及び出張期間その他必要な事項により定まる人数及び日数	
十一　法第百三十二条の十六第一項の型式認証	出張事項、出張地名及び出張期間その他必要な事項により定まる人数及び日数	
十二　法第百三十二条の十七第一項の承認	出張事項、出張地名及び出張期間その他必要な事項により定まる人数及び日数	

別表第十（第十一条関係）

区分		人数（人）	日数（日）
一　騒音の実測を行う場合	第三条の航空機	（略）	
	（略）		
二　（略）			

別表第一（第六条関係）

区分	人数（人）	日数（日）
一～八　（略）		
九　法第二十九条の二第一項の航空従事者技能証明についての限定の変更	一	三

別表第二（第六条関係）

区分		人数（人）	日数（日）
一　騒音の実測を行う場合	第二条の航空機	（略）	
	（略）		
二　（略）			

附　則

この省令は、航空法関係手数料令の一部を改正する政令の施行の日（令和四年十二月五日）から施行する。